

保険料調整制度のご案内

2026 年 10 月 1 日から、短時間労働者の健康保険料の負担を事業主が一時的に負担して軽減する特例制度が始まりました。

01 対象となる事業所(基本:2026 年 10 月 1 日の被保険者数が 50 人以下の事業所)

次の①または②のいずれかに当てはまる事業所が対象です。

① 2026 年 10 月 1 日以降に「任意特定適用事業所*1」になった事業所

労使の合意に基づき、任意でパート・アルバイトなどの短時間労働者を社会保険の加入対象とした事業所が該当します。2026 年 9 月 30 日以前に任意特定適用事業所となった事業所は対象外です。

*1 「06 任意特定適用事業所とは」をご覧ください

② 2027 年 10 月 1 日以降、適用拡大により新たに対象となる事業所

厚生年金の被保険者数*2に応じて、次の時期から順に対象となります。

時 期	2027 年 10 月～	2029 年 10 月～	2032 年 10 月～	2035 年 10 月～
従業員数	36～50 人	21～35 人	11～20 人	10 人以下

*2 フルタイムの従業員と、週の労働時間がフルタイムの 3/4 以上の従業員を合計した人数です。

02 対象となる従業員

次の 3 つの条件をすべて満たす短時間労働者が対象です。

条件 1 週の所定労働時間が 20 時間以上 (フルタイムの 3/4 未満)	条件 2 標準報酬月額が 126 千円以下	条件 3 学生ではない
--	--------------------------	----------------

◇ 以下に該当する方は制度の対象外です ◇

- ・ 産前産後休業、育児休業期間中により保険料が免除されている被保険者
- ・ 複数事業所に使用されている被保険者

03 制度のしくみ

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整をせずに働けるよう、事業主が被保険者の保険料*3を一時的に一部肩代わりすることで、通算 3 年間、被保険者の保険料負担を軽減できる制度です。軽減分は事業主が一時的に肩代わりして納付しますが、その額は一定期間経過後に納付する保険料から全額控除されます。最終的な事業主の納付額は増加せず、従業員が将来受け取る年金額にも影響しません。

*3 軽減の対象となる保険料は、賞与に関するものを除いた一般保険料(97.15/1000)のみです。(調整保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は対象になりません)

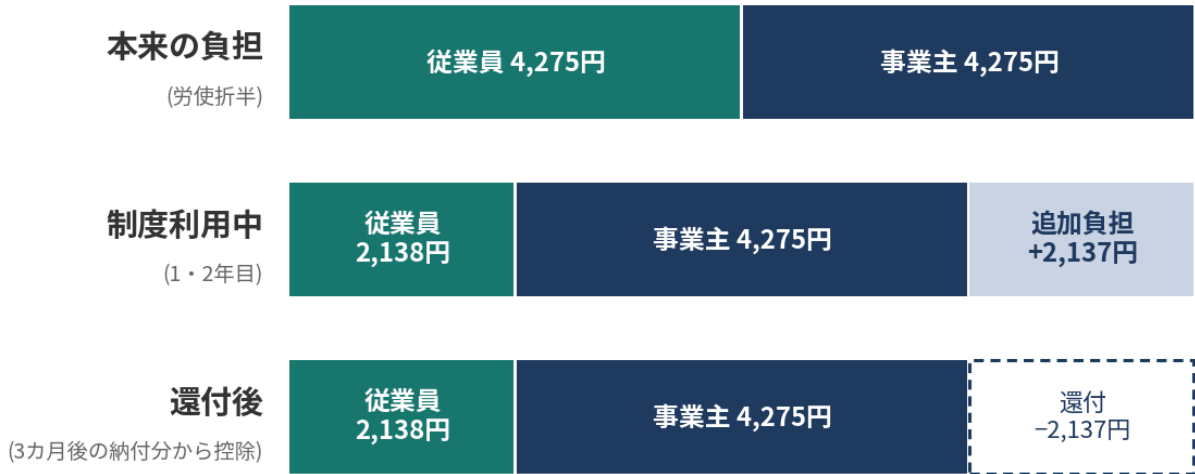
04 保険料の負担割合

被保険者と事業主の負担割合は、標準報酬月額によって異なります。3 年目は、軽減される割合が 1・2 年目の半分になります。

標準報酬月額	58～88 千円	98 千円	104 千円	110 千円	118 千円	126 千円
1・2 年目 (被保険者:事業主)	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
3 年目(被保険者:事業主)	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51

■ 保険料負担のイメージ(標準報酬月額 88 千円の場合)

月額の健康保険料(標準報酬月額88,000円・料率97.15%)



※賞与・介護保険料等を除く。円未満の端数処理により、実際の額と1円程度異なる場合があります。

05 制度利用の手続き

事業所が制度の対象となった日から 2 年以内に、開始の申出が必要です。

提出する書類	保険料調整開始申出書
提出先	愛鉄連健康保険組合 ※ 日本年金機構にも同時に申し出が必要です

※ 利用の開始月は、申出書が受け付けられた月です。さかのぼって利用することはできません。また、利用開始後は、事業主の申出により途中でやめることはできません。

06 任意特定適用事業所とは

任意特定適用事業所とは・・・

厚生年金保険の被保険者数が特定適用事業所の基準に満たない事業所であっても、労使の合意に基づく事業主の届け出により、短時間労働者を社会保険の加入対象とする事業所です。

任意特定適用事業所になるには・・・

同意対象者(厚生年金保険の被保険者、70 歳以上被保険者、短時間労働者)の 2 分の 1 以上の同意をとったうえで、次の書類を提出します。

提出する書類	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の 2 分の 1 以上の同意、 または、同意対象者の過半数を代表する者の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出先	愛鉄連健康保険組合

制度の詳細は日本年金機構へ



保険料調整制度 特設ページ
(日本年金機構)

社会保険の適用拡大については
厚生労働省特設サイトへ



適用拡大特設サイト
(厚生労働省)